

柏 原 市 農 業 委 員 会

令 和 8 年 4 月 定 例 農 業 委 員 会 議 事 録

令和8年4月9日

柏 原 市 農 業 委 員 会

日 時 令和8年4月9日(木) 午後1時30分～

場 所 柏原市役所 4階 大会議室

出席者・欠席者の状況

出席者 15名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員3名)

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1番	田中 数雄	○	8番	益池 智子	○
2番	田中 幸一	ー	9番	金田 順一	○
3番	川口 智司	○	10番	東部 孝久	○
4番	山下 隆紀	○	11番	森口 忍	○
5番	田中 圭作	○	12番	間下 全朗	○
6番	奥野 富康	ー	13番	新屋 広子	○
7番	横尾 政広	○	14番	乾 一	○

【農地利用最適化推進委員】

15番	巳波 生治	○	17番	青山 浩二	ー
16番	森田 義彦	○	18番	森岡 稔	○

事務局出席職

局長 北井 潤一
主査 兼嶋 憲司
松浦 有希子
米澤 直子

配布物

- ・農地パトロール結果について
- ・令和8年度定例農業委員会開催予定日
- ・農業時報

議 事 日 程

(報告事案)

農地法第5条第1項第6号の規定による届出報告 4件

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の変更について（期間延長）
3件

(議決議案)

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に対する
意見決定について 1件

(その他)

事務局からの連絡事項

- ・農地パトロール結果について
- ・令和8年度定例農業委員会開催予定日について
- ・農業時報

局 長 あいさつ

会 長 あいさつ

(柏原市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により会長が議長の席につく)

議 長 現在、過半数の委員さんが出席されていますので、柏原市農業委員会
会議規則第8条の規定により、4月定例農業委員会が成立しているも
のと認め、ただいまより会議を開催します。
初めに、本日の議事録署名者を選出したいと思いますが、署名者につ
きましては、私の方より指名させていただいてよろしいですか、お諮
りします。

(異議等無し)

議 長 ただいま、異議無しの声がありましたので、本日の議事録署名者を
新屋委員 と 乾委員にお願いします。
委員の異議はございませんでしょうか。

(異議等無し)

議 長 異議がないようですので、議案書のとおり議事を進行することといた
します。
それでは、報告案件「農地法第5条第1項第6号の規定による届出報
告」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。なお、本件につきましては、法
令で定めるところ、すでに専決規程により処理済みでございます。
議案書の2ページをご覧ください。地図と写真は1をご覧ください。
受付番号1から4は、隣接する農地となり、場所は、国分神社の南東
約130メートルに位置しております。
受付番号1から4(届出人の氏名等を説明)。
受付番号1及び3の届出地は、居宅建築及び道路を転用目的としてい
ます。また受付番号2及び4の届出地は、露天資材置場を転用目的と
してあります。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございま
せんか。

(意見等無し)

議長 彼の委員様は、何かご意見等はございませんか。

(意見等無し)

議長 続きまして、報告案件「旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。なお、説明につきましては、所管部署が産業振興課でありますので、兼務しております農業委員会事務局からさせていただきます。

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画で定められた貸借期間の延長については、貸借契約の期間中であれば、当事者（貸し手、借り手及び市町村）が協議していれば、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要はありません。よって、農業委員会へは報告として対応しております。

議案書の4ページをご覧ください。地図と写真は2をご覧ください。受付番号5・6については借り手が同じのため、まとめて報告させていただきます。

受付番号5（被設定人の氏名等を説明）。

場所は、上町実行組合会館北西側約300メートルの大字雁多尾畑に位置しております。

受付番号6（被設定人の氏名等を説明）。

場所は、上町実行組合会館北西側約600メートルの大字雁多尾畑に位置しております。

2件について、使用貸借で令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で契約をしておりましたが、令和8年3月10日に双方合意し、市に対して、令和13年3月31日まで期間延長の申し出がございましたため、報告いたします。事務局からの説明は以上です。

議長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

(地元委員意見等無し)

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

(意見等無し)

議 長 引き続き、報告案件「旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の変更について」について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。
議案書の5ページをご覧ください。地図と写真は3をご覧ください。
受付番号7（被設定人の氏名等を説明）。
場所は、東条若草公園南側約140メートルの国分東条町に位置しております。
本件について、使用貸借で令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で契約をしておりましたが、令和8年3月3日に双方合意し、市に対して、令和11年3月31日まで期間延長の申し出がございましたため、報告いたします。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

(地元委員意見等無し)

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

(意見等無し)

議 長 意見が無いということでございますので、議決案件に移らせていただきます。議決案件「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に対する意見決定について」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。なお、説明につきましては、所管部署が産業振興課でありますので、兼務しております農業委員会事務局からさせていただきます。議案書の6ページをご覧ください。地図と写真は3をご覧ください。
賃借権等の設定を受ける者（借り手）、所有者（貸し手）の氏名等を説明。場所は、東条若草公園南側約100メートルの国分東条町に位置しております。令和8年3月3日に双方貸借を希望されましたので、本件の上程となりました。本件土地は生産緑地の農地で、令和5

年4月1日から令和8年3月31日まで3年間同条件にて契約しており、受付番号7と同様3年間の期間延長となっております。法律が異なるため、本件については、再度契約のまき直しが必要となり、議決案件となっております。本件土地では柑橘類を栽培されています。使用貸借で3年を予定しております。説明は以上でございます。本申請について、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、それぞれ地元の委員様は何かご意見ございますか。

(地元 委員意見等無し)

議 長 他の委員の皆様は、何かご意見等ございませんか。

(意見等無し)

議 長 それでは、決議をとります。なお、議決案件となりますので採決は農業委員のみとなりますのでご了承ください。
この都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画に対する意見決定について、市に対し「異議無し」と回答してよろしいですか、お諮りします。

(委員全員異議無しとの声上がる)

議 長 ありがとうございます。本件について「異議無し」との意見決定として市に対して回答することと致します。

議 長 続きまして、事務局より連絡事項等お願いいたします。

事務局 はい、事務局より連絡いたします。
3月に実施頂きました農地パトロールの結果について、ご連絡いたします。結果を机の上に置いておりますので、ご確認をお願いいたします。連絡のあった者は6名、そのうち立ち合いが2名、連絡のなかった者は6名でした。連絡のなかった6名につきましては、再度文書を送付しております。山下委員の意見により、立ち合い依頼の連絡をしたことで、所有者2名が立ち合いに応じて頂き、今後の管理予定について話し合うことが出来ました。また、2回文書を送付したことで連

絡が来ていなかった所有者からも連絡がありました。委員のみなさま、お忙しい中、2回目の農地パトロールにご協力いただきまして、ありがとうございます。来年度以降の農地パトロールの実施方法につきましては、今回の実施も踏まえて、委員の皆様とともに考えていきたいと思っております。事務局からは以上です。

議 長 　　ただ今、事務局からの連絡について、委員様は何かご意見ございますか。

間下委員 　農地パトロールの件ですが、事務局より送付した立ち合い依頼の文書が、予定日以降に到着したと言っておられた地主の方がいた。郵便物が土曜日配達されないので、ご配慮いただきたい。
もうひとつ、小作人が作っていないので何とかしてほしいと相談したにもかかわらず、草刈りをしておけばよいと回答があったとのことでした。営農することが前提なので、作物を植えてもらうのが筋ではないでしょうか。小作の場合は、営農計画書を出してしてもらって、翌年度に農地を確認しに行って、営農計画書通りでなければ、耕作するように指導できる。作ってもらうのが前提。固定資産税が優遇されているので、必ず耕作してもらうように指導していく必要がある。

事 務 局 　文書の送付につきましては、3月の定例会にて、自宅訪問から農地での立ち合いに変更になり、急遽、立ち合い依頼の文書を送付したため、文書の到着が前後してしまいましたこととお詫びいたします。
あと、草刈のお話は、小作人さんの方のお話ですか。

間下委員 　何年か前に農業委員会にご相談させていただいた地主の方のお話です。そこで、草刈りだけをしたらいいと言われて、納得いかなかった。何にもしない小作人に対しては、農地らしく営農するように指導してほしいと思います。除草剤まいてそれで良いと思われてしまう。固定資産税を下げているのだから、営農してもらわないと。

事 務 局 　おそらく、その件については、当時、農業会議と大阪府に小作権の解除について確認したところ、「農地をすぐに農地に戻すように維持されているのであれば、小作権の解除は難しい」という回答がありお伝えはさせていただいております。この規程については、柏原市に限った規程ではないので、柏原市農業委員会として何かを耕作しないとす

ぐ解除にするということは難しいかと思われます。ただ、農業委員会の方で、耕作するように指導していくという方向で農地パトロール等で働きかけていくことはできるかと思ひます。

間下委員 一番おかしいのは、「ごね得」という言葉が適用されるのはおかしい。営農計画書を出してもらって、どんどん進めていくべきだと思ひますが。まあがんばりましよう。

事務局 ご意見ありがとうございます。今後の内容につきましては、委員の皆様と一緒に考えてまいりたいと思ひますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

(意見等無し)

議長 それでは引き続き、事務局より連絡事項等お願ひいたします。

事務局 はい、事務局より連絡いたします。
令和8年度の農業委員会開催予定日について、再度配布しておりますので、ご確認をお願ひいたします。定例会開催日については、1月に配布した分から変更はありません。
表下の年間予定に第1回運営委員会及び来期の農業委員会初総会の予定を追記しております。該当の委員様に置かれましては、ご確認をお願ひいたします。
第1回運営委員会について、運営委員の皆様には、開催通知をお配りしておりますので、ご確認お願ひいたします。4月24日(金)14時より市役所4階大会議室4にて、第1回運営委員会を開催いたします。運営委員会の議題としては、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、「令和8年度の農業委員会業務活動計画」についての3件を予定しております。運営委員様はお忙しいところ恐縮ですが、ご出席よろしくお願ひいたします。
ご都合の悪い方がおられましたら、事前にご連絡お願ひいたします。
最後に、農業時報をテーブルに置いておりますのでお持ち帰りいただき、活動報告につきましては、テーブルにおいてお帰り下さい。現時点で提出が確認されていない活動報告書につきましては、該当の委員様に配布しておりますので、ご提出お願ひいたします。
事務局からは以上です。

事務局 お配りしております農業時報の中ほどに、なにわ農業賞受賞の受賞者紹介に農業委員の巳波誠二さんの記事が掲載されておりますので、みなさま、ご一読ください。

議長 これで本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なる審議をいただき有り難うございました。

議長 それでは、閉会にあたりまして一言、田中数雄会長代理よりお願いします。

田中数雄 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
会長代理 次回の農業委員会は、令和8年5月8日（金）午後1時30分から市役所4階大会議室にて開催させていただく予定となっております。これをもちまして、4月定例農業委員会を終了致します。ありがとうございました。

閉 会 午 後 2 時 0 5 分

本会議顛末を記載し相違ないことを証するためここに署名する。

議長 川口 智司

議事録署名者 新屋 広子

議事録署名者 乾 一